平成２４年（フ）第１０９９３号
東京都杉並区方南１丁目52―４―301
破産者　宮原　修司
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１００４号
東京都青梅市新町３丁目68―10―201
破産者　山口智映子（旧姓井上）
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１００６号
神奈川県横浜市港北区綱島台11―38―Ｂ103
破産者　小林　邦寿
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１１５号
埼玉県さいたま市南区曲本３丁目11―７―Ｂ―103
破産者　藤田久二郎
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１１６号
埼玉県さいたま市南区曲本３丁目11―７―Ｂ―103
破産者　藤田佳津子
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１２６号
東京都世田谷区北沢１丁目40―18―201
破産者　西川　浩子（旧姓山田）
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１２７号
東京都北区桐ケ丘１―５―６―202、住民票上の住所東京都北区滝野川１丁目93―５―1102
破産者　川口　幸司
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１４６号
東京都豊島区池袋１丁目４―９―201
破産者　瀬戸　信昌
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１７３号
東京都稲城市矢野口825―２　田中秀利方
破産者　田中　直行
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２１８号
東京都江戸川区東瑞江２丁目49―１―204
破産者　平塚　希美
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２６１号
東京都町田市金森187―160　メゾンドＡ102
破産者　石澤　幸恵
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２７８号
千葉県千葉市稲毛区小仲台７丁目８―28―1414
破産者　藤崎　裕司
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１２８７号
埼玉県八潮市大字南後谷719―３―404
破産者　軍司　一馬
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３１２号
神奈川県相模原市南区相南２丁目８―18―102
破産者　梶原　太郎
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３２０号
東京都大田区大森北６丁目26―10―401
破産者　矢島　正明
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３３０号
神奈川県川崎市麻生区上麻生２丁目29―８
破産者　東郷　厚子
1　決定年月日　平成24年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４２号
三重県桑名市青葉町２―15―101
破産者　株式会社アクセス・ナカセ
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３４２９号
東京都小平市美園町１―４―10タカラヤビル３階、登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿６丁目12番７号
破産者　株式会社エヌ・エム・ジー
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２８５号
東京都八王子市暁町３丁目538番地３
破産者　株式会社フジリュウ
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０２８６号
東京都多摩市桜ケ丘１―60―53、住民票上の住所東京都多摩市連光寺１丁目19―３―301
破産者　内田　敦士
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８１号
愛知県豊橋市城下町字恵下83番地の７
破産者　まめのき合同会社
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第７４８６号
大阪府交野市妙見東５丁目８番19号
破産者　株式会社野口工務店
1　決定年月日　平成24年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部